

円山動物園産業廃棄物収集運搬処理業務 仕様書

- 1 業務名
円山動物園産業廃棄物収集運搬処理業務
- 2 業務の概要
円山動物園の産業廃棄物の収集運搬及び処分を行うもの。
- 3 履行期間
契約締結日から令和8年10月2日まで。
- 4 指定する産業廃棄物保管場所
円山動物園産業廃棄物一時保管場所（別添図面参照）
- 5 予定搬出物及び数量
搬出を予定している品目及び数量は下記のとおりである。ただし、排出量は予定数量であり、収集運搬処理数量は変動することがある。なお、この数量を超過する場合には事前に委託者と協議し了承を得てから搬出すること。

(1) 混合廃棄物	24.0m ³
(2) 廃プラスチック類	36.0m ³
(3) 金属くず	24.0m ³
(4) リサイクル家電 TV（リサイクル券立替費込み）	3台
(5) リサイクル家電 洗濯機（リサイクル券立替費込み）	1台
(6) リサイクル家電 冷蔵庫（リサイクル券立替費込み）	1台
(7) 廃OA類(モニター)	3台
(8) 廃乾電池	24kg
(9) 廃蛍光管	60kg
(10) マニフェスト伝票	7枚
(11) 紙マニフェスト管理費	7枚
- 6 搬出時の注意
飼育動物や来園者に影響のないように、搬出日時を委託者と調整のうえ搬出すること。
- 7 搬出量の確認
受託者は、保管場所から廃棄物を搬出する際に伝票へ数量等を記入し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を法令に従い発行・管理し、委託者の確認を受けること。
また、家電リサイクル品は、家電リサイクル法に則り適切に処理を行うこと。

8 契約について

- (1) 搬出物ごとに単価で契約する。なお、単価には収集運搬及び処分に関わる費用を含むこと。
- (2) 受託者は札幌市及び北海道の産業廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。受託者は委託者と産業廃棄物の収集運搬に関して産業廃棄物処理委託契約を締結する。
- (3) 受託者は委託者とあらかじめ協議の上、処分業者を選定する。なお、委託者が当該処分業者と廃棄物の処分に関して産業廃棄物処理委託契約を締結する。
- (4) 委託者が、処分業者と産業廃棄物処理委託契約を締結するまで、受託者は廃棄物を搬出してはならない。
- (5) 処分に関わる費用は、すべて受託者の負担とする。
- (6) 受託者が搬出予定の廃棄物に関わる産業廃棄物処分業の許可を受けている場合、受託者と委託者は収集運搬及び処分について一括して産業廃棄物委託処理契約を締結することができる。

9 その他

- (1) 受託者は、搬出前と搬出後の産業廃棄物一時保管場所の状況、収集運搬車の車両の写真を業務完了時に提出すること。
- (2) 作業車は、指定された出入構門と保管場所間以外を走行しないこと。
- (3) 業務の遂行にあたり園内施設等を破損した場合には、受託者の負担により原状に回復すること。
- (4) その他本業務に関して疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。
- (5) 本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。
- (6) 収集運搬車等、自動車を使用する場合には、下記事項に配慮すること。
 - ア 極力低公害車や環境に負荷の少ない車両を使用する
 - イ 急発進、急加速などを控え、環境に負荷の少ない運転をする
 - ウ アイドリングストップを徹底するなど、燃料の節約につとめる
- (7) 委託契約に含まれるべき事項を厳守すること。